

仕様書

1 案件名称

令和7年度執行予定 衆議院議員総選挙等にかかる投票所用仮設スロープの運搬業務委託

2 適用範囲

- (1)この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2)本業務について、関係諸法令及び契約書等に定められた事項以外は、この仕様書の定めるところによる。
- (3)この仕様書は、業務の基本的な内容を示すものであり、記載されていない事項であっても、本業務を履行するにあたり当然実施しなければならないこと及び本業務に必要なことについては、受注者の責任において実施すること。

3 業務内容

淀川区所有の投票所用仮設スロープ（以下「本スロープ」という。）の運搬を行うものである。

(1) 区役所から投票所への運搬業務にかかる仕様

実施日

選挙期日13日前（月曜日）から選挙期日前日（土曜日）までの
いずれか2日間（ただし、都合により同日に実施する場合がある。）

・必要車両数

1日あたり：2トン車（平ボディタイプ） 1台
(2日間で2台)

・内容

【積込み】上記実施日の当区が指定した時間（原則として9:00～17:30の間）に淀川区役所へ車両を配置し、スロープ（別紙参照）を車両へ積載する。

【荷卸し】上記実施日の当区が指定した時間（原則として9:00～17:30の間）に各投票所を巡回し、指定された場所でスロープを積み下ろす。

(2) 投票所から区役所への運搬業務にかかる仕様

実施日

選挙期日の翌日（月曜日）から選挙期日12日後（金曜日）までの
いずれか2日間（ただし、都合により同日に実施する場合がある。）

・必要車両数

1日あたり：2トン車（平ボディタイプ） 1台

(2日間で2台)

・内容

【積込み】上記実施日の当区が指定した時間(原則として9:00～17:30の間)に当区の指定する投票所へ車両を配置し、スロープ(別紙参照)を車両へ積載し、以後各投票所を巡回し同様に積載する。

【荷卸し】上記実施日の当区が指定した時間(原則として9:00～17:30の間)に淀川区役所でスロープを積み下ろす。

(3)その他

- ・契約締結後、詳細な業務内容等について発注者と打合せを行うこと。
- ・投票所への搬送順序は、現時点での予定であり、投票所施設の現状によっては順序を入れ替える可能性があるので、本市担当者の指示に従うこと。搬送順序の入れ替えに伴う契約金額の増減は行わない。
- ・スロープ数及び形状・寸法は過去の同種・同時期に行われた選挙における実績から算出した現時点での概数であり、投開票所施設の現状によっては多少変動する可能性があるが、その場合でも契約金額の増減は行わない。
- ・投票所の所在地は別紙のとおりである。あらかじめ移動経路を把握するなどして、本仕様書で定められた時刻に確実に業務が行えるようにすること。
- ・通行禁止道路通行許可申請を警察署に対して行うため、契約締結後、本市担当者の指示に従い、すみやかに自動車検査証の写しを提出すること。
- ・投票所(各学校)の簡易な図面は、契約締結後に提供する。

4 実施体制等に関する事項

受注者は、業務責任者(業務を総合的に把握し、かつ調整を行い、従事者を指揮監督とともに、本業務の遂行にあたり施設管理担当者と連絡がとれる者)を定め、その内容を本契約締結時に施設管理担当者に届け出なければならない。

5 服務規律

- (1)受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した服装・腕章・胸章等を着用させるなどして、業務の従事者であることを明確にすること。
- (2)受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (3)受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

6 再委託について

- (1)本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は

これを再委託することはできない。

ア 本委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 投票所用仮設スロープの運搬業務

(2)受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3)受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4)受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

(5)地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(6)受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8 委託料の支払

(1)受注者は、検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

(2)発注者は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

9 経費の負担

(1)業務の実施に必要な電力、水道及びガス等の光熱水料は、契約書等に別に記

載がある場合以外は発注者の負担とする。

(2) 次に掲げるものは、契約書等に別に記載がある場合以外は受注者の負担とする。

- ア 業務実施に必要な消耗品及び工具、計測機器等の資機材
- イ 従事者の制服・腕章・胸章等
- ウ 関係諸法令に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等に関する費用
- エ 契約書・仕様書で規定する各種報告書の用紙等

10 債務不履行に対する受注者の責任

- (1) 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- (2) 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになつた場合、その効果がこの契約に定められているものほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

11 遵守事項

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたっては関係諸法令を遵守し、危険防止及び安全確保に万全の措置を講じ、業務の円滑な進捗を図るものとする。なお、諸法令の運用及び適用については、受注者の責任において行うこと。
- (2) 受注者は、発注者の指示に従い、施設の損傷や災害の防止に努めること。万一、業務の履行にあたり、諸物品もしくは建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わない。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りでない。また、事業担当から指示があれば、受注者負担で養生を行うこと。

12 その他

- (1) 受注者は、業務実施中に建物の不良箇所・破損等を発見した場合や、火災・盗難等の異常事態が発生、もしくは発生を予知した場合は、速やかに施設管理担当者に届けること。
- (2) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過

後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

- (3) 契約の締結は、衆議院が解散し予算が発効したときとする。衆議院の解散および予算の発効が行われない場合は契約の締結は行わない。この場合、本市は一切の費用負担をしない。
- (4) 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法または不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課(連絡先:06-6308-9625)に報告しなければならない。
- (5) 別紙「特記事項」の規定を遵守すること。

投票所場所・運搬スロープ等資材

投票所	運搬作業時間	投票区コード	投票区名	施設			運搬スロープ資材
				名称	設置階数	所在地	
	12:20～	9	十三	十三小学校	1階	十三東4丁目3番6号	スロープ大(2) 連結部材(1) ジョイント部材(2) 木製かまし部材(2) ラバーマット(2)
	12:40～	5	神津	神津小学校	1階	十三元今里2丁目3番12号	スロープ大(1) ラバーマット(2)
	13:40～	14	三国本町	三国小学校	1階	三国本町3丁目9番18号	スロープ小(2) ラバーマット(13)
	14:00～	10	木川	木川小学校	1階	木川東3丁目7番32号	スロープ大(1) ラバーマット(1)
搬出元			施設の名称	淀川区役所			淀川区十三東2-3-3
スロープ 形状		スロープ小 縦:100cm 横:120cm		スロープ小	スロープ大 縦:100cm 横:200cm		スロープ大

投票所場所・回収スロープ等資材

投票所	回収作業時間	投票区コード	投票区名	施設			運搬スロープ資材
				名称	設置階数	所在地	
投票所	13:00~	9	十三	十三小学校	1階	十三東4丁目3番6号	スロープ大(2) 連結部材(1) ジョイント部材(2) 木製かまし部材(2) ラバーマット(2)
	13:20~	5	神津	神津小学校	1階	十三元今里2丁目3番12号	スロープ大(1) ラバーマット(2)
	13:40~	14	三国本町	三国小学校	1階	三国本町3丁目9番18号	スロープ小(2) ラバーマット(13)
	14:00~	10	木川	木川小学校	1階	木川東3丁目7番32号	スロープ大(1) ラバーマット(1)
保管先	施設の名称	淀川区役所				淀川区十三東2-3-3	
スロープ 形状	スロープ小 縦:100cm 横:120cm	スロープ小	スロープ大 縦:100cm 横:200cm	スロープ大			

令和 年 月 日

業務実施計画書

大阪市長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

次のとおり業務を実施しますので届け出ます。

契約番号	大淀総第 号					
事業名称	令和7年度執行予定 衆議院議員総選挙等にかかる投票所用仮設スロープの運搬業務委託					
履行期限	令和 年 月 日					
作業日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分					
業務責任者氏名						

※本市記入欄

課長	課長代理	係長	係員	係員	起案
					・ ・
					決裁 ・ ・

令和 年 月 日

業務完了報告書

大阪市長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

次のとおり業務が完了しましたので報告します。

契約番号	大淀総第 号
事業名称	令和7年度執行予定 衆議院議員総選挙等にかかる投票 所用仮設スロープの運搬業務委託
履行期限	令和 年 月 日
作業完了日 または 作業日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

履行確認 (※本市記入 欄)	令和 年 月 日 検査職員 大阪市淀川区役所総務課長
----------------------	----------------------------------

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- ・ 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- ・ 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- ・ 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- ・ インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- ・ 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- ・ 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- ・ 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- ・ 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- ・ 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- ・ 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- ・ 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- ・ 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- ・ 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。